

公益社団法人茨城県臨床検査技師会 生涯教育・研修運営内規

第1章 総則

(総則)

第1条 この法人の組織運営細則 第5章 専門委員会 第23条での「学術査読委員会」を設置し、この法人の主たる目的である学術に関する公益事業に関わる生涯教育・研修会などの運営について、この内規で詳細を定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 研修会及び「臨床検査フォーラム」等での公開講演会などを開催し、臨床検査を通じて市民への啓発活動とともに会員自らの意志で生涯学習に努め、また臨床検査技師の知識・技能の質的向上を組織的に援助するものである。

(事業)

第3条 前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 生涯教育研修活動の計画・実施などの実際を担当する
- (2) 「臨床検査フォーラム」での公開講演及び研修会の企画、運営、評価・認定、履修・修了などに関する業務を行う
- (3) 自己申告に基づく履修・修了に関する業務を行う
- (4) その他、生涯教育研修活動の推進・実施に関する業務を行う

第3章 委員会

(組織)

第4条 前条の業務を行うため、次の「学術査読委員会」委員として参画する。

- (1) 学術研究部長
- (2) 学術研究担当(生涯教育・研修)理事
- (3) 学術研究部門13分野の各分野長

(役員)

第5条 前条の委員から次の役員を互選する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(活動)

第6条 委員は学術研究部門の各分野員の協力を得て、次の具体的実施にあたる。

- (1) 生涯教育研修会等の立案を行い事前に JAMTIS へ登録する

- (2) 研修会においてバーコードリーダー等で受付後速やかに参加者を JAMTIS へ登録する
- (3) 会員からの「自己申告書」及び添付証明書類を確認し JAMTIS へ登録する
- (4) 研修会・講習会の参加証を発行する
- (5) 「修了証書」が毎年（ただし履修開始から3年後）日臨技から発行されるので、これを確認して当該会員へ配付する
- (6) 「生涯教育研修一覧表」を会員から申請があった場合に発行する

第4章 講師料

(講師への謝礼)

第7条 講師謝礼は別表 1、2（講師謝礼支払い基準）（巻末に掲載）に準拠し、支払う。

第4章 附則

(改廃)

第8条 この内規の改廃は理事会の決議による。

(付則)

- 1 この内規は平成25年 8月 1日より実施する。
- 2 この内規は平成28年 4月 1日より実施する。
- 3 この内規は2022年9月1日より実施する。